

| 科目名 | 担当者名 | 配当 | 期 | 単位 |
|---------|------|----|----|----|
| 金融商品取引法 | 春田 博 | 3選 | 前期 | 2 |

■講義内容■

平成18年6月に金融商品取引法が成立して法典名はその名で呼ぶべきことになったが、第二次世界大戦以降絶えず役割を増し続けてきた証券取引法並びにその改正新立法たる金融証券取引法を対象に講じ、両法の中心的理念たる諸原則とその実体的な意義を確実に理解してもらうことを目的に講義をおこなう。母法たる証券規制が生成発展してきた米国において、連邦証券規制は事実上の会社法とも称されるほどに企業法制に対する大きな影響を有している。近時では、我が国でも、インサイダー取引規制や公開買付等、米国と類似の事象を確認可能な領域が顕著に生成し始めており、本講義でも、こうした経緯を正確に理解してもらえよう努めながら、可能なかぎり解釈上の論点に関する問題点を掘り下げてゆくことにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

金融証券取引法の法文中には業法として金融商品取引業を規制する規定がある一方、違反に対する刑事制裁を法定し、行為規範として証券市場の参加者を律している条文も数多い。そして、解釈上問題となるのは、多くが後者に属する諸規定である。そこで、本講義では、それらの法文の根底にある理念につき従来の学説が論じてきた内容を確認し、これをふまえて、個別の各規制ならびに関連する解釈問題がどのように処理されるべきかについて、現時点の判例・学説の到達点を明確にしたい。

<科目の内容>

第1回 金融証券取引法の意義（目的条項の趣旨）

金融証券取引法がいかなる制度的理念を前提として立法化されたのかに関し、母法たるアメリカ法における歴史的な経緯等も視野に入れながら解釈論としての到達点を確認する。

第2回 金融証券取引法と会社法

金融商品取引法と会社法の関係を明確にする。

第3回 金融商品取引法における有価証券概念

手形・小切手を論ずる際に援用される学問上の概念としての有価証券と金融商品取引法における有価証券の意義の相違を明らかにする。

第4回 金融証券取引業並びに取引所及び自主規制団体

金融証券取引法が念頭に置く取引の範囲を確認する。

第5回 ファンド等集団投資に対する法規制

投資主体のうち金融証券取引法が制度的に規制対象とする範疇とこれに対する規制内容を講ずる。

第6回 金融証券取引業に対する投資勧誘規制

金融商品取引業者が顧客への投資勧誘時にいかなる規制に服するかを確認し、違反の場合の法的処理について検討する。

第7回 証券の発行者に対する開示規制

有価証券の発行者が投資家に対してなすべき開示の種類と内容を理解する。

第8回 証券の非発行者に対する開示規制

有価証券の発行者以外の者が開示義務を負うのはいかなる場合でそれはどのような根拠にもとづくのかを確認する。

第9回 公開買付

会社支配権の帰趨が関わる株式の取得行為のうちでも、金融商品取引法がいかなる場合をどのように規制しているのかを理念から検証し、これに由来する法的問題点を検討する。

第10回 相場操縦規制

金融証券取引法が不公正な相場の形成行為として禁じている行為の種類とそれらに対する制裁を確認し、あわせて市場価額の意義について考える。

第11回 インサイダー取引規制

有価証券の発行者たる会社の内部者等によるどのような行為が金融証券取引法上規制の対象とされているかを了解し、アメリカ法との前提の相違を確認する。

第12回 その他の不公正取引に対する規制

平成に至り社会問題化し立法が整備された損失補填について、違法性の根拠と規制の内容を検証する。

第13回 証券取引等監視委員会等

監視機関としての証券取引等監視委員会等について講ずる。

第14回 金融商品取引法上の民刑事責任

金融商品取引法上の規制に対する違反行為の民刑事責任を確認する。

第15回 定期試験

<教科書>

近藤光男他『金融商品取引法入門』（商事法務研究会）を使用する予定である。